

福祉

高齢者インフルエンザ
予防接種に助成

●接種期間／10月1日(日)～平成30年1月31日(水)

●対象者

①有田川町の住民基本台帳に記載されている65歳以上の人

②有田川町の住民基本台帳に記載されている60歳以上65歳未満ののうち、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に自己の周辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

●接種費用／1,300円

※生活保護を受けている人は、接種前に金屋庁舎健康推進課または清水行政局住民福祉室で手続きいただくのと無料になります。その際、印鑑をご持参ください。

●接種方法／有田郡市内の医療機関で接種される場合は医療機関へ直接予約し、接種してください。有田郡市外で接種される場合は、事前に金屋庁舎健康推進課または清水行政局住民福祉室へご連絡ください。

※接種回数は1回です。医師の指示により2回接種する場合、2回目は全額自己負担。

問金屋庁舎健康推進課・清水行政局
住民福祉室

後期高齢者医療制度
障害認定のご案内

一定以上の障害のある65歳以上74歳以下の人は、後期高齢者医療制度に加入することができます。なお、加入には申請が必要です。

●一定以上の障害とは、左記のとおりです

①国民年金法による障害基礎年金1級および2級

②身体障害者手帳1・2・3級および4級の次の障害

- ・音声・言語・そしゃく機能の著しい障害
- ・両下肢のすべての指を欠く
- ・下肢の下肢2分の1以上を欠く
- ・下肢の機能の著しい障害

③精神障害者保健福祉手帳1級および2級

④療育手帳A1およびA2

●申請先／吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすぎ福祉課・清水行政局住民福祉室

問吉備庁舎住民課

案内

地籍調査についてのお願い

10月は土地月間です。有田川町では、

昭和60年度から皆さまのご協力を得て地籍調査事業を実施してきました。平成28年度末での進捗率は68.6%です。今後も、早期完了を目指し推進してまいりますので、引き続き皆さまご協力をお願いします。

土地所有者にとっては、こんなことに役立ちます

土地取引が円滑にできる

正確な土地の状況が登記簿に反映されるため、安心して土地取引ができるようになります。



土地トラブルの未然防止

土地の境界が不明瞭だと様々なトラブルが発生しがちですが、地籍調査をすることで未然に防ぐことができます。



境界確定の費用がかからない

個人で境界を確定するためには、測量や法務局への申請などの費用がかかりますが、地籍調査では必要ありません。

課税の適正化

固定資産税の課税基礎となる土地の面積が正確に測量されるため、課税の適正化に役立ちます。

問金屋庁舎地籍調査課

10月11日水 発売!!

1枚300円

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

(公財)和歌山県市町村振興協会

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。